

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が 増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書 (法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)	事業 年度	.	.	法人 名	
新規雇用者給与等支給増加割合の計算					
新規雇用者給与等支給額 (⑪の1) - (⑪の2) + (⑪の3)	⑫	円	新規雇用者給与等支給増加額 (①) - (②) (マイナスの場合は0)	⑬	円
新規雇用者比較給与等支給額 ⑭	⑮		新規雇用者給与等支給増加割合 ⑬ / ⑮ (⑮ = 0の場合は0)	⑯	
控除対象新規雇用者給与等支給額の計算					
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (⑪の1) - (⑪の2) (マイナスの場合は0)	⑰	円	調整雇用者給与等支給増加額 (⑥) - (⑦) (マイナスの場合は0)	⑱	円
調整雇用者給与等支給額 (⑩の1) - (⑩の2) (マイナスの場合は0)	⑲		控除対象新規雇用者給与等支給額 ⑰と⑱のうち少ない金額	⑳	
調整比較雇用者給与等支給額 ⑳	㉑				
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細					
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	2のうち雇用安定助成金額	
		1	2	3	
国内雇用者に対する給与等の支給額 ㉒	㉓	円	円	円	
同上のうち国内新規雇用者に係る金額 ㉔	㉕				
同上のうち一般被保険者に係る金額 ㉖	㉗				円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度 ㉘	㉙	・ ・	適用年度の月数 ㉚の前事業年度又は前連結事業年度の月数	㉛	――
		給与等の支給額	1の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	2のうち雇用安定助成金額	
		1	2	3	
国内雇用者に対する給与等の支給額 ㉚	㉛	円	円	円	
同上のうち国内新規雇用者に係る金額 ㉜	㉝				
同上のうち一般被保険者に係る金額 ㉞	㉟				円
調整比較雇用者給与等支給額 (㉚の1) - (㉚の2) × ㉛ (マイナスの場合は0)	㉛	円	新規雇用者比較給与等支給額 (㉚の1) - (㉚の2) + (㉚の3) × ㉛ (マイナスの場合は0)	㉜	
労働者派遣等をした法人の計算					
報酬給与額 別表5の3㉑	㉒	円	㉓と(㉒×75%)のうち少ない金額	㉔	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3㉓	㉕		控除対象額 ㉔ × ㉒ / (㉒ + ㉔)	㉖	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3㉔	㉗				
事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の計算					
⑥のうち所得等課税事業に係る額 又は⑥ × ㉗ / ㉙	㉙	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉚	人
⑥のうち収入金額等課税事業に 係る額又は⑥ × ㉙ / ㉙	㉚		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉛	
控除対象額 ㉔ × ㉙ / ㉙、㉔ × ㉙ / ㉙又は㉔ × ㉙ / ㉙	㉛		国内における事務所又は 事業所の期末の従業者数	㉜	
付加価値額から控除する額の計算					
報酬給与額 別表5の2㉑	㉒	円	雇用安定控除調整率 (㉑ - ㉔) / ㉑	㉓	――
雇用安定控除額 別表5の2㉓	㉔		付加価値額からの控除額 ㉔ × ㉓、㉔ × ㉓又は㉔ × ㉓	㉕	円